

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年東大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第28条第4号の次に次の1号を加える。

（4）の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
(母子生活支援施設の長の資格等)	(母子生活支援施設の長の資格等)
第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。	第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u>	
(3) (略)	(3) (略)
(4) 市長が <u>前各号</u> に掲げる者と同等以上の能力を有する	(4) 市長が <u>前3号</u> に掲げる者と同等以上の能力を有する

と認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) (略)

と認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ (略)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)